

交規甲達第14号
平成17年12月27日

各部、課、所、隊、校、署長 殿

福井県警察本部長

自主防犯活動等に関する道路使用許可等の取扱いについて

街頭で行われる宣伝行為（以下「街宣行為」という。）であって、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条第1項第4号及び福井県道路交通法施行細則（昭和43年福井県公安委員会規則第1号。以下「県細則」という。）第22条各号の規定により、一般交通に著しい影響等を及ぼす行為については、警察署長の許可を受けなければならない行為として取り扱っているところである。

しかし、地域住民、ボランティア団体等が自主防犯活動として実施するパトロールや国又は地方公共団体が公共目的で行う街宣行為について、その実施形態によっては、一般交通に著しい影響等を及ぼす行為には該当しないと考えられることから、自主防犯活動等に関する道路使用許可等の取扱い基準を、下記のとおり定めたので適正な運用に努められたい。

記

1 運用方針

車両を用いて行われる街宣行為について、次に該当する場合は、法第77条第1項の警察署長の許可は要しない。

(1) 実施主体及び目的

ア 地域住民、ボランティア団体等が、自動車に青色回転灯を装備して地域防犯のために自主的に行う防犯パトロール

イ 国又は地方公共団体が公共的目的をもって実施する広報活動

(2) 形態

2台以上の車両が連なって行うものでないこと。

2 運用上の留意事項

(1) 使用する車両が1台であってもパレード等の通行形態による場合は、道路使用許可が必要となる。

(2) 自主防犯パトロールとして実施する場合は、生活安全担当部門と連携を図ること。

(3) 拡声器をルーフキャリア等積載のために設備された場所に所定の方法で取り付ける場合は、法第56条第1項の警察署長の許可は要しない。